

平成28年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成28年9月13日午前9時30分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 十河貴子

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	谷本芳朋
総務政策課員	樫原基史	総務政策課員	平尾好孝
企画員		企画員	
税務課長	橋本秀行	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課員	川口孝志	住民生活課長	原宗男
企画員		住民生活課員	
住民生活課員	中松秀夫	企画員	栗田信孝
企画員		住民生活課員	
企画員	宮本真里	企画員	木村陽子

上下水道課長	三 栖 啓 功	上下水道課 企 画 員	坂 本 肇
教育委員会 総務課長	家 高 英 宏	教育委員会 生涯学習課長	新 堀 浩 士

---

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 7 2 号 平成 2 7 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 7 3 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 7 4 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 7 5 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 7 6 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 7 7 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 7 8 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 7 9 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 8 0 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 8 1 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 8 2 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 8 3 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について

- 日程第16 議案第84号 平成27年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第85号 平成27年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第18 報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成27年度健全化判断比率の報告について
- 日程第19 報告第17号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第20 報告第18号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
- 日程第21 報告第19号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
- 日程第22 報告第20号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成27年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第23 議案第86号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第24 議案第87号 上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第88号 上富田町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第89号 上富田町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例
- 日程第27 議案第90号 上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例
- 日程第28 議案第91号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第92号 平成28年度上富田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第93号 平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第94号 平成28年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第95号 平成28年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予

算（第1号）

- 日程第33 議案第96号 平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算  
（第2号）
- 日程第34 議案第97号 平成28年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第98号 工事請負契約の締結について（平成28年度 第2-1  
号 公共下水道事業 岩田下水道管（5工区）布設工事  
（補助））
- 日程第36 議案第99号 物品購入契約の締結について（トレーニング器具）

△開 会 午前9時30分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。

平成28年第3回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚く御礼申し上げます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回上富田町議会定例会を開会します。

日程に入る前に、クールビズとして、ノーネクタイと議長判断による上着なしを本定例会においても実施したいと思いますので、議員各位、当局の方も上着をとっていただいて結構かと思えます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本明生）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において6番、大石哲雄君、8番、奥田 誠君を指名します。

---

△日程第2 会期の決定

○議長（山本明生）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

---

△日程第3 諸般の報告

○議長（山本明生）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成28年6月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した9月定例会の説明員については、お手元に配付していますので、よろしく申し上げます。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日9月13日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に、また討論の方式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本明生）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成28年第3回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、8月3日に第3次安倍第2次改造内閣が発足し、首相は会見で、未来への責任を果たしていくことが最大の使命だと述べ、再改造内閣については「未来チャレンジ内閣」と命名しております。最優先課題は経済とし、未来への投資を大胆に行う2016年度第2次補正予算案を秋の臨時国会に提出する考えを表明し、早期のデフレ脱却に努める考えを強調しています。首相は、一億総活躍社会の柱の一つである働き方改革に関し、関係閣僚や有識者で構成する実現会議を設置し、実行計画を年度内に策定し、法改正を順次進めていくと説明しています。

また、今回の内閣改造と自民党役員人事で県選出の国会議員がそれぞれ要職につかれたことから、一層ご活躍をご期待申し上げたいと思っております。

次に、8月7日に石川県津幡町の文化会館におきまして、上富田町民創作劇「彦五郎物語」を上演してまいりました。

津幡町とは、平成24年10月に災害時における相互応援協定を締結しており、これまで職員の人事交流を中心に、お互いのまちの状況や防災を初めとした取り組みについ

て情報交換を行ってまいりましたが、住民相互の交流を目的に、昨年度はスポーツによる交流、本年度は文化交流事業として、災害・防災・未来をテーマにした上富田町民創作劇「彦五郎物語」の上演を実行委員会と津幡町の全面的な協力を得て、実施することができ、当日は多くの来場者のもと、成功裏に終えることができました。

今回の事業の成果からも、改めて両町の友好関係を継続・発展させていくことが大切であると考えておりますので、引き続きましてご理解のほどよろしく申し上げます。

さて、本定例会に上程し、審議をお願いする議案は、平成27年度の一般会計・特別会計等の歳入歳出決算認定が13件、平成27年度の水道事業会計の余剰金処分及び決算認定が1件、報告事項といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告が5件、規約の一部改正が1件、条例の一部改正が3件、条例の制定、廃止が2件、平成28年度の一般会計・特別会計の補正予算が6件、工事請負契約の締結が1件、物品購入契約の締結が1件の計33件であります。

なお、追加議案といたしまして、上富田町教育委員会委員の任命に関する人事案件1件、人権擁護委員の推薦に関する人事案件4件につきましては、本定例会中に上程させていただきます。また、選挙管理委員会より、人事案件として選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につきましてお願いをしております。何とぞあわせてよろしくお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第72号から議案第84号までの13件につきましては、平成27年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。

次に、議案第85号、平成27年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て剰余金の処分を行うものであります。監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第16号から報告第20号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。

この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付して、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないことになっております。なお、平成27年度決算の

それぞれの比率は、法律で定められている基準内であります。

次に、議案第 86 号につきましては、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

この議案は、平成 29 年 4 月 1 日から和歌山県市町村総合事務組合が紀南環境衛生施設事務組合の退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 87 号、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例（案）と議案第 88 号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例（案）の 2 議案につきましては、生馬出張所の移転及び掲示場の移転に伴い、各条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 89 号、上富田町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例（案）と議案第 90 号、上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例（案）の 2 議案につきましては、平成 27 年の農業委員会法の改正に伴いまして、農業委員会の委員の選出方法が現状の選挙制度と団体推薦制度から町議会の同意を要件とする町長の任命制度に改正され、定数についても大きく変わることから、条例の廃止、制定を行うものでございます。

次に、議案第 91 号につきましては、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この条例は、議案第 90 号、上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例（案）に規定している農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償を本条例に追加するための一部改正でございます。

次に、議案第 92 号につきましては、平成 28 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

今回、補正前の額に 1 億 2,348 万円を追加し、予算総額を 60 億 2,030 万 4,000 円と定めています。補正予算の主な内容は、平成 30 年の町制施行 60 周年に向け、町勢要覧作成業務委託料 100 万円等を措置し、限度額 2,000 万円の債務負担行為を平成 30 年度までの期間で設定しています。

岩崎・野田地区の揚水機改修工事に係る費用として 1,054 万円、町道等の維持補修工事請負費で 2,200 万円、地方創生推進交付金事業としてスポーツサロンの建設に係る設計監理委託料や工事請負費、備品購入費等で 1,883 万円を、現年発生公共土木施設災害復旧事業費としまして 2,004 万円を措置しております。

一方、歳入につきましては、分担金、国・県補助金、基金繰入金、諸収入、町債等を見込み措置しています。



次に、議案第93号につきましては、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）でございます。

今回、補正前の額に2,272万8,000円を追加し、予算総額を14億3,572万2,000円と定めています。補正予算の主な内容は、第7期介護保険事業計画等策定業務委託料252万8,000円、過年度分介護給付費に係る返還金1,960万円を措置しています。

次に、議案第94号につきましては、平成28年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）でございます。

今回、補正前の額に14万9,000円を追加し、予算総額を4,257万1,000円として定めています。補正予算の主な内容は、往診車として公用車の借上料11万6,000円を措置しております。

次に、議案第95号につきましては、平成28年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）でございます。

今回、補正前の額に464万7,000円を追加し、予算総額を1億9,391万4,000円と定めます。補正予算の主な内容は、施設維持管理に係る修繕料を措置しております。

次に、議案第96号につきましては、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）でございます。

今回、補正前の額に2,149万8,000円を追加し、予算総額を3億6,866万1,000円と定めます。補正予算の主な内容は、上富田浄化センター用地の一部売却に伴う国庫補助金返還金と施設維持管理に係る修繕料を措置しております。

次に、議案第97号につきましては、平成28年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回、補正前の額に147万1,000円を追加し、予算総額を9億3,534万1,000円と定めます。補正予算の主な内容は、水道事業に使用する公用車購入費を措置しています。

次に、議案第98号につきましては、工事請負契約の締結について（平成28年度第2-1号 公共下水道事業 岩田下水道管（5工区）布設工事（補助））の分でございます。

今回、指名競争入札によりまして、株式会社目良組と5,634万7,920円で契約を締結するものでございます。工事内容につきましては、岩田地区三宝寺付近を、推進工法で管径200から250ミリ、ヒューム管等を延長60メートル、開削工法で管径150ミリから200ミリのリブ付管を延長353メートル施工するものでござい

す。

次に、議案第99号につきましては、物品購入契約の締結について、これはトレーニング器具でございます。

スポーツサロンの建設に伴いまして、施設内に設置するトレーニング器具としてランニングマシン等の備品を購入するものでございます。今回、指名競争入札によりまして、株式会社プロフェッショナルトレーナーズチームと3,450万1,349円で契約を締結するものであります。

以上が、本定例会に上程します諸議案についての概要でございます。

詳細につきましては、担当課長、企画員より説明いたしますので、審議の上、ご承認いただけるよう、何とぞよろしく願いしておきます。

---

#### △日程第4 議案第72号～日程第22 報告第20号

##### ○議長（山本明生）

この際、日程第4 議案第72号、平成27年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第22 報告第20号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成27年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで19件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明と報告を求めます。

会計管理者、水口君。

##### ○会計管理者（水口和洋）

おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、私から、議案第72号から議案第85号につきまして説明させていただきます。

なお、議案番号に従い、それぞれの会計の収支状況につきまして順を追って説明するのが本意であります。参考資料として決算総括表を添付しておりますので、後ほど参考資料により説明させていただきますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

それでは、議案につきまして説明させていただきます。

議案第72号、平成27年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第73号、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定に

ついて。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第74号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第75号、平成27年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第76号、平成27年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第77号、平成27年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第78号、平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第79号、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第80号、平成27年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第81号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第82号、平成27年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第83号、平成27年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第84号、平成27年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第85号、平成27年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。  
地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成27年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、平成27年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

それでは次に、お手元に配付しております参考資料の決算総括表により収支状況を説明させていただきます。参考資料をお願いいたします。

これにつきましては、平成27年度上富田町会計別歳入歳出決算の総括表です。

議案第72号、一般会計につきましては、歳入総額70億2,564万5,611円、歳出総額69億3,172万1,999円、歳入歳出差引額9,392万3,612円、内翌年度繰越財源額としまして724万9,000円、実質収支額は8,667万4,612円です。これにつきましては、平成28年度へ繰り越ししております。

次に、議案第73号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額23億980万5,146円、歳出総額22億6,014万1,200円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく4,966万5,026円です。これにつきましては、28年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第74号、宅地造成事業につきましては、歳入総額2億3,297万9,843円、歳出総額5億7,893万2,621円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの3億4,595万2,778円です。これにつきましては、平成28年度からの繰上充用で補填措置しております。

次に、議案第75号、宅地取得資金貸付事業につきましては、歳入総額239万7,156円、歳出総額574万4,662円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの334万7,506円です。これにつきましても、平成28年度からの繰上充用で補填措置しております。

次に、議案第76号、住宅新築資金貸付事業につきましては、歳入総額804万5,303円、歳出総額4,496万1,652円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの3,691万6,349円。これにつきましても、平成28年度からの繰上充用で補填措置しております。

次に、議案第77号の奨学事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の1,035万3,456円、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第78号、農業集落排水事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の1億8,906万7,551円、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

す。

次に、議案第79号、公共下水道事業につきましては、歳入総額3億3,897万8,833円、歳出総額3億3,789万7,008円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく108万1,825円です。これにつきましては、28年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第80号の介護保険につきましては、歳入総額14億1,631万5,414円、歳出総額14億373万6,430円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく1,257万8,984円です。これにつきましては、28年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第81号、後期高齢者医療につきましては、歳入総額2億6,033万2,244円、歳出総額2億5,824万4,764円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく208万7,480円です。これにつきましては、28年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第82号、診療所事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の2,926万3,782円、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第83号、朝来財産区につきましては、歳入総額953万7,218円、歳出総額591万1,866円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく362万5,352円です。これにつきましては、28年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第84号の西牟婁郡公平委員会につきましては、歳入総額142万1,965円、歳出総額129万8,491円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく12万3,474円です。これにつきましては、平成28年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第85号の水道事業で、収益的収入及び支出につきましては、歳入総額5億2,609万895円、歳出総額3億6,734万3,690円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく1億5,874万7,205円です。なお、経常利益につきましては1億4,615万489円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきまして、歳入総額1億4,043万5,843円、歳出総額3億6,021万3,104円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの2億1,977万7,261円です。これにつきましては、減債積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填しています。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、樫原君。

## ○総務政策課企画員（榎原基史）

よろしくお願いたします。

私からは、報告第16号から報告第20号につきましてご説明いたします。

報告第16号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成27年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

この報告につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書面を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっており、監査委員の意見書とともに今議会に報告するものであります。平成20年度決算から報告しているところでございます。

また、この法律におきましては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標を財政健全化比率として定めてございます。4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上になりますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会議決を受けることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみではございますが、公認会計士、弁護士等による個別外部監査が強制適用になります。

また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表するとともに、早期健全化が著しく困難と認められるときには、総務大臣または知事が勧告を行うとされてございます。

次のページに監査委員さんの審査意見書を添付しておりますが、健全化の判断につきましては、①の実質赤字比率は、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標となっております。比率につきましては、実質赤字額がございませんのでハイフン表示となっております。早期健全化基準は15%となっております。

②の連結実質赤字比率につきましては、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計の全てを含めての比率となります。比率につきましては、連結実質赤字額がございませんので、ハイフン表示となっております。早期健全化基準は20%となっております。

③の実質公債費比率につきましては、公債費の元利償還金等が標準財政規模に対しましてどの程度の負担かをあらわす指標で、普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての

会計と一部事務組合、広域連合及び紀南病院等それぞれを含めた比率となっております。平成25年度、26年度、27年度の3カ年平均値をあらわしてございます。比率は12.5%で、昨年が13.3%でしたので、昨年より0.8%の改善となっております。早期健全化基準は25%となっております。

④の将来負担比率につきましては、実質公債費適用分に公社及び第三セクター等を含めたものが対象となっております。これは、一般会計等が将来支払わなければならない可能性がある負担等の現時点での残高を指標化したものでございます。比率は86.0%で、昨年が110.0%でしたので、昨年より24.0%の改善となっております。早期健全化基準は350%となっております。

以上のとおり、上富田町の平成27年度決算における財政健全化比率につきましては、4つの指標とも早期健全化基準以下となっております。

次に、報告第17号をお願いいたします。

報告第17号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

この報告第17号、またこの後報告します報告第18号から報告第20号につきましては、公営企業の資金不足比率の報告となっております。さきの財政健全化判断比率と同じく、監査委員の審査に付し、議会に報告して公表しなければならないとされてございます。

また、公営企業ごとに、それぞれの資金不足比率が経営健全化基準を超えますと、当該公営企業について、早期健全化団体と同様に経営健全化計画の策定と個別外部監査が求められます。上富田町の公営企業に係る健全化の判断につきましては、宅地造成事業、この後報告いたします農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業会計の4公営企業が対象となり、公営企業ごとの資金不足比率で判断いたします。

次のページに監査委員さんの審査意見書を添付してございます。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%となっておりますが、この4会計の公営企業につきましては、平成27年度決算における資金不足は生じていないため、資金不足比率はハイフン表示となっております。

続きまして、報告第18号をお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成27年度上富田町特別会計農業



集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第19号をお願いいたします。

報告第19号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第20号をお願いいたします。

報告第20号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成27年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

以上で報告を終わらせていただきます。何とぞ、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（山本明生）

以上をもって提案理由の説明と報告を終わります。

次に、監査委員の報告を願います。

8番、奥田誠君。

#### ○8番（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成27年度各会計の決算審査の報告をいたします。

8月2日から9月5日までの期間、各会計にわたり、井上代表監査委員とともに14会計の決算審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により出納証書類を余すところなく調査の上、さらにその内容につき審査いたしましたところ、各会計にわたり係数は正確であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

さて、平成27年度の一般会計決算額について千円単位で申し上げますと、歳入総額

70億2,564万6,000円、歳出総額69億3,172万2,000円、歳入歳出差引額9,392万4,000円となっております。そのうち、翌年度への繰り越し財源724万9,000円を差し引きますと、実質収支額は8,667万5,000円の黒字となっており、厳しい財政状況が続く中、行財政改革の成果があらわれたものと考えられます。

続きまして、歳出の内容ごとの決算額を申し上げます。

まず、人件費につきましては、総合事務組合調整負担金の減額などにより、前年度に比べ2.5%の減となっております。

次に、物件費につきましては、番号制度導入に係るシステム改修委託料の増などにより、前年度に比べ5.5%の増となっております。

次に、扶助費につきましては、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付額が減額となったことから、前年度に比べ2.2%の減となっております。

決算額の構成比につきましては、消費的経費が52.7%、投資的経費が17.2%、公債費等が30.1%となっております。

歳出全般では、義務的な経費の縮減や経常一般財源の確保により、財政構造の弾力性を示す指数の経常収支比率が86.5%となり、前年度に比べ財政構造の改善が見られたが、長期にわたる景気の低迷などから財政環境は依然不透明で厳しい状況下であり、今後においても引き続き歳出において経費の抑制を図り、財政構造の弾力性を保持するよう要望いたしております。

また、実質公債費比率については12.5%となり、改善が図られております。

次に、歳入全般について、自主財源の構成比は41.2%、依存財源の構成比は58.8%となっております。これに関しまして、今後とも自主財源の確保に努めるとともに、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望いたしております。

次に、町税についてですが、全体の徴収率は95.2%、収入未済額は7,456万3,000円となっております。また、使用料等も含めた一般会計の収入未済額の合計は8,081万4,000円となっております。未収金の徴収につきましては、厳しい状況が続くと見込まれますが、公平負担が原則であり、滞納の減少に格段の努力をされるよう要望いたしております。また、町営住宅使用料など各種料金を含めた未収金の徴収につきましても、万全を期されるよう要望いたしております。

次に、一般会計の平成27年度末の町債残高は64億7,312万9,000円で、前年度に比べ2.2%の増となっております。平成27年度の町債の借入額は7億496万7,000円で、統合保育所建設事業債、臨時財政対策債、産業振興施設整備事業債が主なものであります。

現在の町財政は、大型事業実施による借入額の増加などにより、年度末現在高は増加し、償還額が今後一層増加する要因を含み、厳しい財政運営が続くと予想されますが、その一方で行政需要はますます多岐多様になってくるものと見込まれますので、効率的な行財政運営により一層努められ、上富田町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう要望いたしております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入総額は23億980万5,000円、歳出総額は22億6,014万円となり、差し引き4,966万5,000円の黒字となっております。

一方で、国民健康保険税の徴収率に関しては79.6%と依然低い水準であることから、徴収率の向上に一層努められるとともに、高齢化社会を踏まえた長期的観点から、健全な国民健康保険事業の運営を図られるよう要望いたしております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

平成27年度の赤字額は3億4,595万3,000円となり、前年度よりは赤字額が減少しているものの、多額の赤字が恒常化しております。保有財産の処分を含む年次計画を着実に実行し、財政健全化に向け早急に取り組まれるよう要望いたしております。

次に、特別会計宅地取得資金貸付事業及び住宅新築資金貸付事業であります。

これら会計の未収金については、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合により、徴収率の向上に一層努力されるよう要望いたしております。

次に、特別会計介護保険であります。

この会計に関しましては、その未収金について、抜本的な対策を講じられるよう要望いたしております。

次に、特別会計後期高齢者医療であります。

この会計につきましては、前年度分普通徴収率及び過年度分の徴収率に関し、要因を分析するとともに、抜本的な対策を早急に講じられるよう要望いたしております。

次に、水道事業会計であります。

平成27年度につきましては、1億4,615万円の純利益を計上いたしております。今後とも経費の節減に取り組むとともに、施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図り、日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層努力されるよう要望いたしております。

なお、その他特別会計につきましても、審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、提出いたしております審査意見書に個別の意見を添付いたしておりますので、お目通し願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不

足比率を審査いたしました。その結果、早期健全化基準や経営健全化基準は超えていないものの、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準と比較するとこれを下回っていますが、今後の地方債の借り入れに関して十分留意されるよう要望いたしております。

以上で平成27年度の決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（山本明生）

これをもって監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第72号、平成27年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第17 議案第85号、平成27年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件までの14件については、10人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号から議案第85号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長、町監査委員を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

暫時休憩しますから、委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。午前10時45分まで休憩といたします。

---

休憩 午前10時27分

---

再開 午前10時45分

---

○議長（山本明生）

再開します。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に6番、大石哲雄君、副委員長に1番、松井孝恵君が就任されました。委員長を初め委員の皆様、大変ご苦労さまですが、よろしくお願ひいたします。

続けて、議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第18 報告第16号から日程第22 報告第20号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告するものです。この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑については、報告第16号から報告第20号までの5件を一括で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

それでは、報告5件について一括で質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

報告第16号から報告第20号については以上で終わります。

---

△日程第23 議案第86号～日程第36 議案第99号

○議長(山本明生)

続いて、日程第23 議案第86号、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更についての件から日程第36 議案第99号、物品購入契約の締結について(トレーニング器具)の件まで14件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第 86 号から議案第 88 号についてご説明申し上げます。

議案第 86 号、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から和歌山県市町村総合事務組合同規約第 3 条第 1 項第 1 号に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を紀南環境衛生施設事務組合と共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 13 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約。

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の項中「串本町古座川町衛生施設事務組合」の次に「、紀南環境衛生施設事務組合」を加える。

この議案は、平成 29 年 4 月 1 日から、和歌山県市町村総合事務組合が紀南環境衛生施設事務組合の退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

附則で、この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 87 号、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 9 月 13 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部改正。

この条例は、生馬出張所移転に伴い、出張所の位置が生馬 1888 番地から生馬 1728 番地の 1 に変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 88 号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例。

上富田町公告式条例の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 9 月 13 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町公告式条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町公告式条例の一部改正。

上富田町公告式条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「生馬 1888 番地前」を「生馬 1728 番地の 1 前」に改める。

この条例につきましても、生馬出張所の移転に伴い、掲示場もあわせて移転することから本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

#### ○産業建設課長（菅谷雄二）

おはようございます。どうぞよろしくお願いします。

私のほうからは、議案第 89 号から議案第 91 号までをご説明させていただきます。

議案第 89 号、上富田町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例。

上富田町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する。

平成 28 年 9 月 13 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例（案）。

上富田町農業委員会の選挙による委員の定数条例は、廃止する。

この廃止条例につきましては、本年の 4 月 1 日から施行されました改正農業委員会法によります農業委員会の委員の選出方法が、現行の選挙制度と団体推薦制度から町議会の同意を要件とする町長の任命制度に改正されたことにより、本条例を廃止するものでございます。

附則で、この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行するとしております。

何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第 90 号、上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例。

上富田町農業委員会の委員等に定数に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例（案）。

目的。

第1条、この条例は、農業委員会等に関する法律に基づき、上富田町農業委員会の委員等の定数を定めることを目的とする。

農業委員会の定数。

第2条、上富田町農業委員会の委員の定数は、8人とする。

農地利用最適化推進委員の定数。

第3条、上富田町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、8人とする。

この条例につきましては、今回の改正におきまして各農業委員会が機能的に対応することができるようにということで、現行の半分程度の定数という規模にするようにということでされております。現行、選挙制度の委員が10名、団体推薦が3名、議員推薦が3名ということで定数16名ございます。この定数を約半数ということで、8名という位置づけにしております。

農地利用最適化推進委員の定数でございますが、根拠といたしましては、改正農業委員会のほうで、町内にある農地100ヘクタールに1人、委員を設置しなくてはならないということになってございますので、上富田、720ヘクタールございます。端数につきまして1人切り上げをしますので、8名という定数にしております。

今回、この農地利用最適化推進委員の業務につきましては、従来、任意事業で農業委員会の委員がしてございました農地利用最適化推進活動、農地と人とのマッチング、農地パトロールの実施、遊休農地の解消や防止等に業務を位置づけてございます。

農業委員会の委員につきましては、先ほどお話ししましたように町長の任命という形になってございますが、農地利用最適化推進委員の定数につきましては、農業委員会が任命するという形になってございます。

附則で、この条例は、平成28年10月1日から施行すると、ただし条例の施行の際、現に在籍する農業委員会の委員は、その任期満了の日、上富田町につきましては29年2月23日になりますが――までの間に限り、なお従前の例により在任することとしてございます。

何とぞご承認賜りますようによろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第91号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。



平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別紙第1、農業委員会委員の項の次に次のように加える。

農業委員会農地利用最適化推進委員、年21万8,000円としております。

この農地利用最適化推進委員につきましては、先ほどもお話ししましたように、農地と人とのマッチング、農地パトロールの実施等、今後、耕作放棄等の業務がふえてくる部分がございますので、農業委員会の委員と同額に設定してございます。

附則で、この条例は、平成28年10月1日から施行するとしてございます。

次のページに参考資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご参照をお願いします。

以上、何とぞご承認賜りますようによろしくお願いいたします。

**○議長（山本明生）**

総務政策課企画員、樫原君。

**○総務政策課企画員（樫原基史）**

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第92号につきましてご説明いたします。

議案第92号、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

平成28年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,348万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,030万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出補正予算」です。

歳入につきまして、12款分担金及び負担金では、補正前の額に144万4,000円を追加し、6,460万5,000円と定めてございます。

14款国庫支出金では、補正前の額に2,456万6,000円を追加。

15款県支出金では、補正前の額に176万7,000円を追加。

18款繰入金では、補正前の額に8,330万3,000円を追加。

20款諸収入では、補正前の額に650万円を追加。

21款町債では、補正前の額に590万円を追加。

歳入合計で、補正前の額に今回1億2,348万円を追加し、60億2,030万4,000円と定めてございます。

次に、歳出につきましてですが、2款総務費では、補正前の額に1,581万7,000円を追加し、7億5,733万1,000円と定めてございます。

3款民生費では、補正前の額に276万3,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に161万6,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に1,688万7,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に206万7,000円を追加。

7款土木費では、補正前の額に3,076万1,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額に2,755万9,000円を追加。

10款災害復旧費では、補正前の額に2,601万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に今回1億2,348万円を追加し、60億2,030万4,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」となっております。

追加で、町制施行60周年記念事業で、平成29年度から平成30年度までの期間で、限度額2,000万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」です。

追加で、公共土木施設災害復旧事業で限度額を590万円と定めてございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変わりございませんので、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

総括につきまして、このページから9ページまでの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出からご説明いたしますので、14ページお願いいたします。

歳出につきまして、2款総務費では、一般管理費で1,111万2,000円の追加で、主なものといたしまして、町勢要覧作成業務委託料、本年度分といたしまして100万円、番号制度導入に係るシステム改修委託料として594万円、また行政不服審査制度対応支援業務委託料として178万2,000円等を措置してございます。

防災対策費では140万9,000円の追加で、木造住宅耐震改修費補助金で101万1,000円、木造住宅耐震改修設計費補助金で13万2,000円、耐震ベッド・シェルター設置費補助金として26万6,000円を措置してございます。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費では200万円の追加で、市ノ瀬地区へ地区まちづくり推進協議会交付金として措置してございます。

賦課徴収費では、固定資産評価支援システム改修委託料129万6,000円を措置してございます。

3款民生費では、社会福祉総務費で、特別会計介護保険繰出金として252万8,000円を措置してございます。

次、16ページをお願いいたします。

保育所運営費では23万5,000円の追加、子ども子育て支援システム改修委託料13万5,000円、傷害事故補償費10万円を措置してございます。

4款衛生費では、保健衛生総務費で、特別会計診療所事業への繰出金として3万3,000円の追加、予防費で158万3,000円の追加、B型肝炎の定期接種が10月1日より開始となるためでございます。予防接種委託料として158万3,000円を措置してございます。

5款農林水産業費では、農業総務費で634万7,000円の追加でございます。岩崎・野田地区の農業用水管補修工事請負費として170万円、特別会計農業集落排水事業繰出金として464万7,000円を措置してございます。

土地改良施設維持管理適正化事業費では1,054万円の追加、岩崎・野田地区の揚水機改修工事請負費1,050万円等を措置してございます。

次、18ページをお願いいたします。

6款商工費では、商工総務費で206万7,000円の追加、消費者行政啓発のための物資としての消耗品費及びパンフレット作成の印刷製本費、計100万円を措置してございます。また、世界遺産登録イベントの関係に係る経費として、印刷製本費ほかで計100万円を措置してございます。

7款土木費では、土木総務費で110万円の追加、主なものといたしまして、大坊第

2町内会館及び後代町内会館の修繕に係る町内会館建設等補助金90万円を措置してございます。

道路橋梁総務費では、道路台帳整備業務委託料として435万円を追加措置、道路橋梁維持費では、町道等の維持補修工事請負費として2,200万円を措置してございます。

次、20ページをお願いいたします。

都市計画費では、特別会計公共下水道事業への繰出金として331万1,000円を措置してございます。

9款教育費では、事務局費で401万円の追加、主なものといたしまして、私立幼稚園就園奨励費補助金として400万円を措置してございます。

学校管理費では78万4,000円の追加、主なものといたしまして市ノ瀬小学校プールの修繕料75万6,000円を措置してございます。

教育振興費では30万1,000円の追加、市ノ瀬、岩田、生馬各小学校で実施いたします紀の国緑育推進事業費用として講師謝礼金及び自動車借上料等を措置してございます。

中学校費の学校管理費では363万4,000円の追加でございます。

次、22ページをお願いいたします。

公共下水道接続工事請負費として420万円を措置、汚水処理施設解体工事請負費100万円を減額措置してございます。

保健体育総務費では1,883万円の追加、内容といたしまして、地方創生推進交付金事業といたしまして、今回、シャワーつき更衣室設置のため、スポーツサロン建設工事請負費で1,000万円、設計監理業務委託料として100万円、またスポーツ器具及び健康器具購入費として440万円等を措置してございます。

10款災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業費で、岡地区の災害応急復旧工事請負費210万円を措置してございます。

次、24ページをお願いいたします。

現年発生農業用施設災害復旧事業費では144万円の追加、岡地区の農道の災害復旧事業費として144万円を措置してございます。

現年発生農地災害復旧事業費では63万円の追加、同じく岡地区の農地災害復旧の事業費として63万円を措置してございます。

公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業費では180万円の追加、朝来、生馬、岡、市ノ瀬地区の災害応急復旧工事請負費として180万円を措置してございます。

現年発生公共土木施設災害復旧事業費では2,004万円の追加、岡、市ノ瀬地区の

町道及び河川の災害復旧事業費として、工事請負費等で2,004万円を措置してございます。

以上で歳出の説明でございます。

それでは次に、歳入につきまして説明させていただきますので、10ページお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

分担金及び負担金では、災害復旧費分担金で、農業用施設災害復旧事業分担金129万4,000円、農地災害復旧事業分担金として15万円を措置してございます。

14款国庫支出金では、総務費国庫補助金で、番号制度導入に係る関係システム整備事業費補助金で150万円措置してございます。地方創生推進交付金として741万5,000円を措置。

土木費国庫補助金では、木造住宅耐震改修費補助金、木造住宅耐震改修設計費補助金、耐震ベッド・シェルター設置費補助金で計61万を措置してございます。

教育費国庫補助金では、幼稚園就園奨励費補助金で182万5,000円を措置、災害復旧費国庫補助金では、現年発生農業用施設災害復旧事業費補助金で91万円、現年発生農地災害復旧事業費補助金で30万円を措置してございます。

現年発生公共土木施設災害復旧費補助金では1,200万6,000円を措置してございます。

次の12ページをお願いいたします。

15款県支出金では、土木費県補助金で、木造住宅耐震改修費補助金、改修設計費補助金、耐震ベッド・シェルター設置費補助金で計46万6,000円を措置してございます。

教育費県補助金では、紀の国緑育推進事業費補助金で30万1,000円を措置、商工費県補助金では、市町村消費者行政推進交付金で100万円を措置してございます。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金で8,330万3,000円を追加、今回の補正に係る一般財源を補填してございます。

20款諸収入では、雑入で、田辺周辺ふるさと市町村圏事業補助金で20万円、土地改良連合会負担金で630万円を措置してございます。

21款地方債では、災害復旧債で、現年発生公共土木施設災害復旧事業債590万円を措置してございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第93号、議案第94号についてご説明いたします。

議案第93号、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

平成28年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,272万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,572万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額に2,020万円を追加し、2億9,535万8,000円と定めています。

7款繰入金では、補正前の額に252万8,000円を追加。

歳入合計といたしまして、補正前の額に2,272万8,000円を追加し、14億3,572万2,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に252万8,000円を追加し、3,783万4,000円と定めています。

5款諸支出金では、補正前の額に2,020万円を追加。

歳出合計といたしまして、補正前の額に2,272万8,000円を追加し、14億3,572万2,000円と定めています。

3ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為」です。

事項は、第7期介護保険事業計画等策定業務委託事業でございます。期間は平成29

年度です。限度額は400万円としてございます。

5ページをお願いします。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

1款保険料、1目第1号被保険者保険料では2,020万円を追加。

7款繰入金、6目その他一般会計繰入金では、事務費繰入金252万8,000円を追加してございます。

次の10ページ、11ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1目一般管理費では、第7期介護保険事業計画等策定業務委託料252万8,000円を追加。

5款諸支出金、1目償還金では2,020万円を追加してございます。過年度分介護給付費に係る返還金と地域支援事業交付金に係る返還金を措置してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第94号についてご説明いたします。

議案第94号、平成28年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）。

平成28年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,257万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

3款繰入金では、補正前の額に14万9,000円を追加、歳入合計といたしまして補正前の額に14万9,000円を追加し、4,257万1,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に14万9,000円を追加、歳出合計といたしまして

補正前の額に14万9,000円を追加し、4,257万1,000円と定めてごさいます。

3ページをお願いします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

3款繰入金、1目一般会計繰入金では3万3,000円を追加。

3款繰入金、1目財産区繰入金では、市ノ瀬財産区繰入金11万6,000円を追加してごさいます。

次の8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1目一般管理費では14万9,000円を追加してごさいます。市ノ瀬診療所の往診車に要する経費を措置してごさいます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（山本明生）

上下水道課長、三栖君。

#### ○上下水道課長（三栖啓功）

よろしく申し上げます。

私から、議案第95号から第98号についてご説明申し上げます。

議案第95号、平成28年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）。

平成28年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ464万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,391万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でごさいます。

繰入金、補正前の額に464万7,000円を追加してごさいます。歳入合計としま



しては、補正前の額に464万7,000円を追加し、1億9,391万4,000円としております。

歳出でございます。

農業集落排水事業、補正前の額に464万7,000円を追加し、歳出合計としましては1億9,391万4,000円と定めております。

3ページをお願いします。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の3、4、5ページにつきましては、お目通しをお願いします。

6ページでございます。

2、歳入。

一般会計繰入金でございます。補正前の額に464万7,000円を追加しております。計としまして1億3,341万6,000円と定めております。

歳出でございます。3、歳出。

農業集落排水事業費でございます。2、施設維持管理費でございます。補正前の額に464万7,000円を追加しております。主なものとしましては、町内5カ所の処理施設の維持管理費用でございます。今回は、市ノ瀬の南岸地区、市ノ瀬の北岸地区、岩岡の処理場で維持管理費用を補正上げております。計としましては7,614万1,000円で定めております。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第96号について説明申し上げます。

議案第96号、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）。

平成28年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,149万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,866万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算の補正」。

歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金、補正前の額に331万1,000円を追加しております。

基金繰入金でございます。1, 818万7, 000円を追加しております。

歳入合計としましては、2, 149万8, 000円を追加しております。

歳出でございます。

公共下水道事業費、補正前の額に2, 149万8, 000円を追加しております。

歳出合計としましては、3億6, 866万1, 000円と定めております。

3ページをお願いします。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、3、4、5ページにつきましては、お目通しをよろしくをお願いします。

6ページでございます。

2、歳入。

6款繰入金でございます。一般会計繰入金、補正前の額に331万1, 000円を追加しております。計としましては、1億2, 185万4, 000円と定めております。

6款繰入金、基金繰入金でございます。下水道事業基金繰入金でございます。補正前の額に1, 818万7, 000円を追加しております。合計としまして、2, 730万4, 000円と定めております。これにつきましては、国庫補助金のための下水道基金の繰入金でございます。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費、公共下水道事業費でございます。補正前の額に1, 818万7, 000円を追加しております。

2、施設維持管理費としまして331万1, 000円を追加しております。主なものとしましては、公共下水道の譲渡を予定しております用地が、今度、有償譲渡に伴い、国庫補助金の返還金として計上しております。また、浄化槽の維持管理費として修繕費を計上しております。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第97号についてご説明申し上げます。

議案第97号、平成28年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成28年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4, 116万8, 000円は、損益勘定留保資金2億1, 980万2, 000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2, 136万6, 000円を補填するものとする

る。)に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

2款資本的支出、既決予定額に147万1,000円を追加し、計としましては4億6,955万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額に補正額はございません。計としましては2億9,162万円。

第2項企業債償還金としましては、既決予定額に補正はございません。1億7,646万3,000円。

第3項有形固定資産、既決予定額に147万1,000円を追加しておりまして、合計147万1,000円と定めております。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

2ページの予算に関する説明書は目次となっています。

3ページをお願いします。

平成28年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書。

1、資本的収入及び支出。

2、資本的支出、既定額に147万1,000円を追加しております。計としまして4億6,955万4,000円と定めております。

3、有形固定資産、有形固定資産費として147万1,000円を追加しております。車両運搬具でございます。公用車の購入の補正予算を計上しております。前回の車は、平成15年に購入して、13年間経過しておりまして、このたびその公用車を廃止しております。水道業務におきましては、給水の開始、中止の業務で27年度実績では年間831件あります。また、水道関係でも、公共、農業用水集落、合併処理浄化槽の立ち会いが年間約100件ありまして、約930件の現場に行くことなどあります。住民の方から引っ越し等で手続を申し込まれる場合は、すぐに開始、中止の業務が必要となりますので、このたび公用車購入費を計上していますので、よろしくをお願いします。

4ページをお願いします。

平成28年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。

これにつきましては、業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分に分けて表示しております。合計額で説明させていただきます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

一番下の行でございます。業務活動によるキャッシュ・フロー、合計で1億8,306万9,317円でございます。

5 ページをお願いします。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

投資活動によるキャッシュ・フローの合計でございます。マイナス2億3,270万5,000円でございます。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

財務活動によるキャッシュ・フローの合計でございます。1,353万8,887円でございます。

資本増加額（又は減少額）でございます。マイナスの3,609万6,796円。

資金期首残高でございます。4億6,559万314円。

資金期末残高でございます。4億2,949万3,518円を予定しております。

6 ページをお願いします。

平成28年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

これにつきましても、合計金額で説明させていただきます。

資産の部でございます。

1、固定資産でございます。

固定資産合計としましては31億4,576万3,565円でございます。

2、流動資産でございます。

流動資産合計、4億8,206万350円でございます。

資産合計としまして、36億2,782万3,915円でございます。

7 ページをお願いします。

負債の部でございます。

3、固定負債でございます。

固定負債合計としましては10億2,914万4,342円。

4、流動負債でございます。

流動負債合計としましては1億9,432万4,273円。

5、繰延収益でございます。

繰延収益合計としましては9億2,437万8,259円。

負債合計としましては21億4,784万6,874円でございます。

資本の部。

資本金、8億20万6,271円でございます。

剰余金。

次のページをお願いします。8 ページです。

資本剰余金合計でございます。3億1,390万4,410円でございます。

(2) 利益剰余金でございます。

剰余金合計としましては6億7,977万770円でございます。

資本合計としましては14億7,997万7,041円でございます。

負債資本合計としましては36億2,782万3,915円でございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第98号、工事請負契約の締結でございます。

議案第98号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成28年度第2-1号公共下水道事業 岩田下水道管(5工区)布設工事(補助)について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成28年度第2-1号公共下水道事業 岩田下水道管(5工区)布設工事(補助)でございます。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、5,634万7,920円。

4、契約の相手方、和歌山県田辺市古尾19番1号、株式会社目良組、代表取締役目良美良。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、指名競争入札による工事請負契約でございます。

指名業者につきましては、株式会社目良組ほか9社でございます。株式会社浅川組、三友工業株式会社、三洋建設株式会社、株式会社尾花組、株式会社目良組、株式会社清本組、株式会社丸山組、株式会社平建設、株式会社堀組上富田営業所、株式会社後工務店でございます。

工事内容につきましては、県道上富田南部線の三宝寺地内の布設工事になります。開削工で、リブ管、パイ150ミリを89.1メートル、同じくリブ管でパイ200ミリをL263.9メートル、推進工で、ヒューム管、パイ250ミリを50.4メートル、鋼管としましては、パイ250ミリでL10.7メートルを施工するものです。

次のページに、参考資料といたしまして仮契約の写しを添付してございます。

契約書の最後の条項に、上富田町議会の議決があったときに、この契約と同一条項により、本契約を締結するものとする事になってございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

よろしく願いいたします。

私のほうからは、議案第99号についてご説明申し上げます。

議案第99号、物品購入契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり物品を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得物品、トレッドミル外51種。

2、契約金額、一金3,450万1,349円。

3、契約の相手方、兵庫県西宮市二見町2-18-201、株式会社プロフェッショナルトレーナーズチーム、代表取締役西岡宗徳。

平成28年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

本件物品購入契約については、指名競争入札によるものでございます。

指名業者につきましては、株式会社プロフェッショナルトレーナーズチーム、株式会社トリニティー、クリヤマ株式会社の3社となっております。

上富田スポーツセンター内に建設するスポーツサロンの設置に伴い、必要となるトレーニング器具を購入しようとするものでございます。

次のページに、参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。この仮契約書の第11条において、議会の議決を得たときに、本契約が成立するものと定めてございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

---

△延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、9月15日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

延会 午前11時36分